

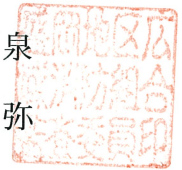
盛岡地区広域消防組合監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定に基づき管理者から別添のとおり通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年12月4日

盛岡地区広域消防組合

監査委員 熊谷 泉
同 高橋 宏 弥



令和5年度定期監査結果に基づく措置状況

課等名	指摘事項	指摘事項の措置状況
盛岡西消防署	医療用品の管理に当たり、医療用品受払簿の購入数に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	担当係長及び係員で指摘事項を確認後、記載の誤りを訂正するとともに、適正な事務の執行について再確認し、再発防止を図った。 原因については、担当者及び決裁者の確認不足である。 医療用品受払簿の記載に当たっては、担当係員は細心の注意を払って記載するとともに、複数人で確認してチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。
盛岡西消防署雫石分署	特殊勤務手当の整理に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が認められたので、適正な事務の執行を求める。	研修を実施し、適正な事務処理の執行について周知徹底した。 原因は、当該業務従事者の確認不足である。 今後は、月別集計時において複数の職員で再確認を行うなど、チェック体制を強化することにより再発防止に努める。
滝沢消防署	1 契約の締結に当たり、契約締結伺いの金額に誤りがある事例が認められたので、適正な事務の執行を求める。 2 医療用品の管理に当たり、医療用品受払簿に受領した記録のない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	1 見積徴取時に提出された見積額による契約金額に訂正した。 原因については、起案者が見積徴取額による金額の契約を誤って記載したものであるが、担当各係及び決裁権者の確認が不十分であったためである。 契約締結に係る事務処理について書面研修を実施し、財務規則の遵守の徹底を図る。 2 医療用品受払簿に未記載であった医療用品を記載し、個数を確認するとともに、物品管理者の下、払い出した個数の再確認を行った。 原因については、物品受領者が、医療用品受払時における受払簿への記載を失念していたものであるが、担当者及び確認者の確認が不十分であったためである。 総務係と連携を図り、受領日時の共有を図るとともに、上司のチェック体制を強化する。